

大野和光園訪問看護ステーション

訪問看護

【料金表】

平成27年8月1日より

1. 介護保険一部負担額

(介護保険負担割合証に2割の記載がある方につきましては、下記金額に2を乗じた金額となります)

【基本部分】

30分未満	463円 /回
30分以上1時間未満	814円 /回
1時間以上1時間30分未満	1,117円 /回

【加算】

サービス提供体制強化加算	研修等を実施しており、かつ、看護師等の総数のうち3年以上の勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合に加算します。	6円 /回
緊急時訪問看護加算	次の場合に加算します。 利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある訪問看護ステーションであること。	540円 /月
特別管理加算 (I)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。	500円 /月
特別管理加算 (II)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。	250円 /月
早朝の場合 (早朝加算)	午前6時～午前8時の時間帯にサービスを行う場合に加算します。 ※定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合は算定対象外。	所定料金の25% を加算
夜間の場合 (夜間加算)	午後6時～午後10時の時間帯にサービスを行う場合に加算します。 ※定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合は算定対象外。	所定料金の25% を加算

深夜の場合（深夜加算）	午後10時～午前6時の時間帯にサービスを行う場合に 加算します。 ※定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場 合は算定対象外。	所定料金の50% を加算
ターミナルケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし て都道府県知事に届出をしている訪問看護事業所が、死 亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア を行った場合に加算します。（ターミナルケアを行った 後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）	2,000円 死亡月
初回加算	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看 護を提供した場合に加算します。（初回に訪問看護を 行った月に加算します）	300円 /月
退院時共同指導加算	・病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは 入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活にお ける必要な指導を行い、その内容を文書により提供した 場合に加算します。 ・退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回（特別 な管理を要する者である場合、2回）に限り算定できま す。 ※医療保険において算定する場合や、初回加算を算定す る場合は、算定対象外。	600円 /回

- ・上記のうち特別管理加算及びターミナルケア加算、緊急時訪問看護加算については月ごとの加算です。
- ・准看護師が訪問した場合は、上記金額の90/100の割合になります。
- ・中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算は基本料金の5/100の割合になります。
- ・上記とは別に、訪問看護指示書の料金が300円かかります。この料金は医療機関に支払っていただきます。